

平成30年4月5日

会社法改正に関する意見

日本商工会議所
東京商工会議所

会社法は、すべての株式会社の基本的なルールを規定する基本法として、株主と会社、取引先など、様々なステークホルダーの利害関係を調整しており、わが国経済の発展に重要な役割を果たしている。株式会社には、上場会社から同族経営の中小企業まで様々な形態の会社が存在し、この多様性と柔軟性がわが国の競争力を高める源泉になっている。

中小企業はわが国の企業数全体の99.7%を占め、雇用の約7割を担っている。その重要な特徴のひとつが、多くの中小企業において、株式の所有と経営が一致していることである。これにより、大企業などにおいて株主と経営者が異なることにより発生するエージェンシー問題はそもそも発生せず、また、中小企業ならではの経営判断の迅速性や柔軟なリスクテイクなどの利点を産み出している。なお、株主と経営者の間の牽制関係は希薄であっても、取引先・金融機関・従業員・地域社会との長年に渡る密接な関係の中で中小企業のガバナンスは発揮されている。社内・社外のステークホルダーとの相互作用を通じて適切な経営を続けた結果としての、いわゆる「長寿企業」の多くは、中小企業である。

会社法を改正すれば、その影響は中小企業を含め広範囲に及ぶ。上場／非上場会社、公開／非公開会社、同族会社など株式の所有形態や、委員会設置会社、取締役会設置会社など会社の機関設計において、多種多様な会社が存在することを念頭に、経営の自主性の確保が企業の成長に極めて重要であることを考慮した上で、基本法で規律すべき範囲と、ソフトローや自主的な取り組みに委ねられる部分を慎重に検討すべきである。

とりわけ、経営者個人による所有や家族経営などにより株式の所有と経営が一致する中小企業においては、株主総会での報告や決議に自己完結性があることから、あまりに細かい規律は形式的な手続きを増やし、経営の迅速性を阻害する。非公開同族会社を中心とする中小企業に対して、マイナスの影響が及ばないように制度設計を行う必要がある。

商工会議所では、平成29年4月より、法制審議会 会社法制（企業統治等）部会に委員を推薦し、会社法改正の議論に参画してきた。平成30年2月16日付で公表された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」について、株主総会の手続きの合理化は、IT（情報技術）の進歩、少子高齢化、ビジネスの国際化などの社会の変化に対応するものと評価しており、また、上場会社を中心に稼ぐ力を高めるべく、取締役へ適切なインセンティブを付与できるようガバナンスを強化する必要性は理解できる。

しかし、理念先行型で利用されない制度となっては改正の政策目的を実現できないため、会社法の主要なユーザーである会社に受け入れられ、大いに活用される必要がある。そのためには、会社の経営と実務の現場の実態を十分に踏まえ使い勝手の良い制度とすること

が肝要である。

中間試案の内容の詳細については、企業の現場の実態や意見が十分に反映されていないと思われる点もある。ついては、わが国経済の一層の活性化に資するよう、本中間試案に対し以下の通り意見を申し述べる。

第 1 部 株主総会に関する規律の見直し

第 1 株主総会資料の電子提供制度

1 定款の定めについて

株式会社が株主総会資料を電子的な方法で提供できるよう、会社法制を整備する方向性については、時代の変化に対応しつつ、株式会社および株主の利便性を向上させ、ひいてはわが国経済の活性化に資するものであることから、基本的に賛同する。

①に記載されている、電子提供措置を「定款で定めることができるものとする」については、中小企業も含め、希望する会社が一定の意思決定をもって利用することができる制度となることから、妥当なものであると評価する。

ただし、③に記載されているみなし定款変更により上場会社に電子提供措置を義務付けることについては、株主数が数万、数十万という規模の上場会社ばかりではなく、市場第 2 部や新興市場に上場している、株主数が数百から数千程度の会社も多く、そのような会社からは、電子提供措置のメリットを十分に享受できないとの声がある。加えて、電子提供措置の際に早期情報開示を迫られること、招集通知発送期限が早まることにより、招集通知と株主総会資料を同時に送付できなくなる懸念があること、電子提供措置の対応費用や、中断調査の費用の負担が発生することなどから、電子提供措置の義務付けに懸念する意見が寄せられている。

現行制度の下でも、既に多くの会社において株主総会に関する情報を電子的に提供する、あるいは株主総会資料を法定より早く開示する努力は行われており、株主への利便性の提供は、かつてよりも進展している。商工会議所の会員企業への個別ヒアリングでは、現在の方法で株主と会社の双方が困っていないにもかかわらず、新制度への移行を義務付けられることに困惑する声が多く聞かれた。

新たに制度を設けるのであれば、会社のニーズを十分に踏まえ、利用しやすい制度にすべきである。また、わが国の経済活性化のために、ベンチャー企業など中小企業から株式を上場する会社を増やしていくためには、会社の負担が無理のない範囲となるよう制度を設計することが重要である。そのためにも、規模の大きくない上場会社の実務の実態把握と、企業への影響の確認・評価が必要となる。上場会社への電子提供措置の義務付けについて、商工会議所としては、全ての上場会社に義務付けられるだけの環境が未だ整っておらず、会社が任意で選択できるようにすべきと考える。

2 電子提供措置について

①の電子提供措置事項については、特に異論なし。

②の「電子提供措置開始日」について、A案（株主総会の日の4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日）、B案（株主総会の日の3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日）のいずれにも反対であり、「株主総会の日の2週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日」にすべきと考える。

A案については、商工会議所の会員企業への個別ヒアリングでは、「証券取引所等からの要請を受け、総務担当の増員などの努力を重ね、少しずつ株主総会資料の提供スケジュールを早めてきた。さらに大幅な前倒しを法定化されれば、人手不足の中さらなる残業や休日出勤を命じなければならなくなり、働き方改革にも逆行し、対応が困難」「今でも規模の小さな会社は監査法人による監査が後回しにされるのに、前倒しで監査法人に業務が集中し、間に合わせてもらえるのか不安である」といった意見があり、商工会議所としては反対している。

コーポレートガバナンス・コードといったソフトローによって、電子提供措置開始の目安を定め、その目標に向けて個社が努力することについては否定しないが、電子提供措置を行うすべての会社に義務付けられる、会社法上の電子提供措置開始日については、株主総会の日の2週間前（又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日）とすべきである。

3 株主総会の招集の通知

（1）発送期限について

C案（株主総会の日の2週間前まで）を支持する。

書面交付が必要な株主を事前に把握できていることを前提に、株主総会の招集通知の発送期限は、書面交付の期限（中間試案では、株主総会の日

の2週間前まで）と同じにすべきと考える。株主総会の招集通知と、株主総会の資料を同時に発送することにより、企業の事務負担や郵送費用が軽減され、株主にとっても株主総会の招集通知と株主総会資料が別々に送付される非効率性が回避され、書類管理も簡易になる利便が期待できる。

仮に、招集通知の発送をA案（株主総会の日

の4週間前まで）、B案（株主総会の日の3週間前まで）のように、現行の株主総会の日の2週間前よりも早めることを法定化された場合、株主総会の招集通知の発送期限と、株主総会資料の書面提供の日にずれが生じることとなり、上記のような効率性がなくなってしまう。また、A案（株主総会の日の4週間前まで）、またはB案（株主総会の日の3週間前まで）に、株主総会資料の書面提供の日を合わせることは、株主総会資料の印刷・封入にかかる期間が確保できなくなり、対応が難しい企業が出てくる懸念がある。

このほか、議決権行使比率の低下を防ぐ目的や、消費者向け（B to C）ビジネスで自社

の熱心なファンでもある株主へのPR目的で、法改正後も任意に、招集通知と株主総会の資料を従来通り全株主に郵送する企業が一定数あり得る。この場合は作業が現行と変わらないため、印刷・封入にかかる期間を考慮すると、招集通知発送期限が前倒しされる場合、その期限に間に合わなくなることが懸念される。

(2) 記載事項について

特に異論なし。

4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

(1) 会社法 301 条第 1 項の特則等について

特に異論なし。

(2) 書面交付請求について

世界的に急速な電子化が進んでいることから、紙の資料に頼らない社会に変化していくことも念頭に置きつつ、商工会議所としては、電子提供措置を導入する実務的なメリットとして、定款の定めにより書面交付を行わないことを、会社の制度設計として選択可能にすべきと考える。

5 電子提供措置の中断について

特に異論なし。

6 電子提供措置の調査について

EDINET を使用して情報開示をする場合には、当該開示を持って電子提供措置を採ったものとみなす設計とすべきである。

電子提供措置の調査費用は、電子提供措置の期間（株主総会日の以後 3 ヶ月を経過する日まで）が長期にわたることから、電子公告の調査費用よりも高額になると思われる。これは売上規模に関わらず発生する固定費用であり、比較的規模の小さな上場会社にとっては、電子提供制度の義務付けによる負担のひとつと考えられる。このような企業に対する配慮も含め、EDINET による開示は重要である。これは、国民の負担により設置されているインフラを有効活用することにもつながるため、関係省庁・機関においても、是非とも積極的な検討をお願いしたい。

(第 1 の後注 4) ウェブ開示によるみなし提供制度について

仮に、みなし提供制度を廃止または一本化する場合であっても、これまでみなし提供をしていた書類については、引き続き書面による交付が不要となるようにすべきである。

みなし提供制度を導入している企業は、株主総会の特別決議による定款変更という意思

決定手続きを経た上で、本制度を導入している。今回の見直しにおいて、書面交付請求者に対して全ての書面を交付することが義務付けられることには合理性がなく、かえって規制強化となるためである。

第2 株主提案権

1 提案することができる議案の数について

提案できる議案の数を定めることに賛成する。

商工会議所としては、役員等の選任議案、解任議案以外の議案の数が3個以内（ただし、役員等選任議案、解任議案を含めて数える場合は5個以内）であるべきとの考え方から、A2案を修正した案（仮にA2'案とする）が適切と考える。

【A2'案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、3を超えることができないものとする。

中間試案の4つの選択肢の中では、A1案（役員等選任議案、解任議案をそれぞれ1と数え、これを含めた上で、5を超えることができない）が商工会議所の考え方に近い。

提案することができる議案の数については、米国においては、1名の株主が提案できる株主提案の議案数は、1社当たり1回の株主総会で1個に限られている。わが国においては、株主の権利に配慮しつつ、会社提案の一般的な議案の数を念頭に、株主総会の限られた時間の中で株主全体の利益のために経営側と有意義な対話を行う時間を確保することを考慮し、商工会議所としては予ねてより3~5個程度が妥当と考えてきた。その意図としては、役員等選任・解任議案以外の提案について、株主総会の一般的な開催時間や、提案理由の説明などに要する時間などから提案株主ひとりあたりの上限を考えると、3個が妥当であるというものである。A1案では、役員等選任・解任議案が提案されない場合、役員等選任・解任議案以外の提案数は最大5個となり、ひとりの株主からの提案に対し時間を多く要することとなる。

その他、B1案（役員等選任議案、解任議案をそれぞれ1と数え、これを含めた上で、10を超えることができない）、B2案（役員等選任議案、解任議案を除き、10を超えることができない）における10個という個数は、株主総会の時間をさらに多く費やすことで当該提案株主以外との対話の時間が削られ、株主全体の利益を損なうことから、多過ぎると考える。

なお、中間試案には含まれていないが、株主が提案することができる議案の数の上限を超えた数の議案を提出した場合の法律上の取扱いとしては、株主が提案した議案の内容が適法か否かに関係なく、全て無効とすべきである。

現在の実務においては、株式会社は株主から提案が行われれば、可能な限り提案株主とコミュニケーションを取ろうと努力している。しかし、株式会社と提案株主の協議により議案を選択する方法や、株式会社の判断により株主総会に諮る議案を選択する方法は、全

ての議案の内容の適法性を検討する時間やコストが大きく、また実際には提案後に連絡が取れない状態になる株主もいることから実務上困難であり、また訴訟リスクを抱えることが懸念されることから、上限を超えた数の議案については、全て無効とせざるを得ないものとする。

2 内容による提案の制限について

内容による提案の制限を定めることに賛成するが、以下の修文を求める。

「専ら」及び「著しく」の文言があることにより、権利濫用に該当すると判断できる範囲が著しく狭くなり、企業が株主提案の内容を適法であるか判断する上で実用に耐えられないものとなる可能性がある。特に、提案株主の内心に「専ら」不適切な目的があることを立証することは困難であり、結果として不適切な株主提案を不採用とすることができない事態が想定されることから、「専ら」、「著しく」の文言は削除すべきである。

仮に、「専ら」「著しく」を削除した選択肢を盛り込まないのであれば、「専ら」を「主として」、「著しく」を「特に」と置換すべきである。

(第2の後注) 株主提案の行使要件・行使期限について

株主提案の行使要件については、300個要件の廃止、もしくは引上げを求める。株主提案の本来の趣旨は、株主との有意義な対話により、その企業価値を高めていくことにある。しかし、実際の株主提案には、賛成比率が必ずしも高いとは言えない提案がほとんどである。そのような株主提案の多くは、株主提案の制度趣旨から外れ、株主総会の適正な運営を妨げるのみならず、株主全体の利益をも侵害するものであると言わざるを得ない。

決議成立の実現可能性のある議案の提案を促進すべく、300個行使要件の廃止をし、「総議決権数の1%以上」のみを行使要件とする改正を行った場合でも、必ずしも1株主でその要件を満たす必要はなく、提案内容への思いを同じくする複数株主の議決権数が1%以上集まればよいのであり、インターネットの発達等により個人による社会への意見発信が立法当時に比して飛躍的に向上し、思いを同じくする株主同士の合流が容易化している現況、株主総会の目的およびその他の民主主義の枠組み（地方自治体首長のリコール、国会での議案発議等は一定程度の賛同が必要）に鑑みれば、提案株主側にも一定程度の努力を求めることは不当ではないと考える。

絶対的基準を残す必要があると判断する場合においても、中間試案の補足説明によれば、株主提案に要する投資額は昭和56年当時と比較して、金額にして7,800万円も減少（昭和56年当時の1/2の投資額）しており、これを「大幅な減少とまではいえない」とするのは客観的な評価といえるかは疑問であり、「議決権個数300個」を「議決権個数600個」に改めるなど、客観的環境変化を反映した改定を検討するのが自然ではないかと考える。

時点	平均的な投資単位	消費者物価指数による補正	提案に要する投資額（補正後）
昭和 56 年当時	約 41 万円	約 52 万円	1 億 5,600 万円
平成 28 年時点	約 26 万円	約 26 万円	7,800 万円

株主提案の行使期限については、現状でも株主とのコミュニケーションのために、より多くの時間が必要であるところ、電子提供措置の開始日や招集通知の発送期限を現行の株主総会 2 週間前より早めるのであれば、早期化するその期間分だけでも、株主提案の行使期限を前倒しすべきである。株主総会実務において株主提案対応は日程的に極めて窮屈であるのが実情である。株主総会で有意義な対話を行うためにも、提案株主と事前に十分なコミュニケーションのための時間を確保すべきである。

第 2 部 取締役等に関する規律の見直し

第 1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針について

規律を見直す必要はない。

会社が取締役の報酬に関する方針を定めている場合に、取締役会がこれに沿わない報酬議案を株主総会に提案することはおよそあり得ないと考える。株主総会での説明を義務付けることで、かえって株主総会での議論が形骸化し、株主との対話の質が下がる懸念がある。

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定めについて

規定を置くことには反対しないが、今後検討する要綱の内容については、規定が詳細すぎることで株主にとっての分かりやすさが損なわれないよう、慎重に検討すべきである。

既に企業は工夫しながら、取締役の報酬の相当性を担保するために、社外取締役の活用等を含め柔軟に対応している。あまりに細かい規定を置く場合には、株主総会での説明が技術的な内容に終始し、必ずしも経営の専門家ではない株主に対する分かりやすさが損なわれる恐れがある。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任について

B 案（現行法の規律を見直さないものとする）を支持する。

数の上では、A 案③（非公開会社（取締役会非設置会社は除く）の場合）の大多数は中小企業、それも同族会社が多いと考えられる。取締役会の決議により個人別報酬の決定を取締役に委任することまで、取締役会を設置している全ての非公開会社に手続きとして求める必要があるのか疑問を感じるため、現行制度を支持する。

(4) 株式報酬等について

C案（現行法の規律を見直さないものとする）を支持する。

取締役の報酬を金銭でない株式や新株予約権とする際、株式に対する金銭の払込みを要しない、あるいは新株予約権の行使に対する出資を要しないことは、金銭的な裏付けのない資本金の増加や、特に資本額が小さな中小企業においては思わぬ支配権の拡大・移転につながり、経営の安定性が毀損される可能性があることから懸念を抱いており、改正の必要はないものとする。

(5) 情報開示の充実について

規律を見直す必要はない。

本内容はコーポレートガバナンス・コードへの対応や、有価証券報告書等において概ね対応が図られているが、公開会社には有価証券報告書の提出義務のない非上場会社も含まれており、その多くは中小企業と考えられる。中小企業に関しては、開示項目や内容を増やすことは、かえって企業の負担が増すだけである。

なお、仮に規定を置く場合であっても、開示項目のうち再一任については、「①報酬等の内容にかかる決定に関する方針に関する事項」の中で考えていくことが可能であり、あえて区分して③（取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部または全部の再一任に関する事項）を置く必要はないため削除すべきである。

また、(5)の注（取締役の個人別の報酬等の内容の開示）については、なお検討することとされているが、そもそもプライバシーの問題があるほか、個別報酬額が判明することによりチームワークが乱れ生産性が低下したり、さらにはいわゆる「お家騒動」などの無用な争いのもととなったり、その回避のために本来支払われるべき適切な役員報酬を引き下げる心理的圧力が働いたりするなどの弊害が懸念されることから、開示項目として適当ではないため、強く反対する。

2 会社補償について

規律を見直す必要はない。 商工会議所としては、会社法330条、民法650条の委任の規定、および経済産業省の解釈指針に基づく運用という現行の仕組みの中で適切に運用されており、企業の実務上特段の問題がないことから、そもそも新たに規律を設ける必要はないと考える。

商工会議所の会員からは、中間試案の内容のままの規定となるのであれば、会社補償を導入することはないとの声が圧倒的に多い。仮に、会社補償について規律を設ける場合でも、法的安定性を確保することだけでなく、適切にリスクテイクをする環境整備によってわが国企業の稼ぐ力を強めることも、政策目標として同時に追求すべきである。すなわち、役員に対して積極的にインセンティブを付与できる使い勝手の良い制度とすることで、多

くの企業に利用を促すべきであり、以下の修正を求める。

業務執行取締役と会社が責任限定契約を締結できるようにすべきである。 社外取締役の設置が進む一方で、業務執行取締役についても社外や、場合によっては国外から経営のプロを招聘する場合が増え、外国との獲得競争の中で、有能な経営人材を惹きつけるためには、インセンティブとして、補償できない範囲を明確にしつつ、それ以外では思い切って補償を広く認めるなどの環境整備が必要と考える。

現在の中間試案の内容では、第三者に対する損害賠償金について、株式会社が役員等に対して補償できるケースが極めて限定されたり、和解がしにくい懸念がある。そこで、損失の補償の要件について、「悪意又は重過失が明白である場合」と修文すべきである。

補償内容の決定については、取締役会非設置会社の多くは中小企業であり、これらの企業が会社補償を活用したい場合、株主総会の決議を要求されることにはかなり負担感があり、せっかく制度を作っても、中小企業のリスクテイクに活用されない制度となりかねない。従って、取締役会非設置会社については、取締役の過半数の賛成による決定を可能とすべきである。

情報の開示については、株主からの無用な疑念や訴訟リスク、企業が役員等に正当な補償を行うことを妨げるといったデメリットも生じ得ることから、開示はこれらの恐れが生じない範囲にとどめるべきである。特に費用や損失の額、その相手方は、開示項目として適当ではないため、含めるべきでない。加えて、「当該補償契約の内容の概要」についても詳細過ぎる規定とならないようにすべきである。

3 役員等賠償責任保険契約について

規律を見直す必要はない。

実務上では、経産省による解釈指針や国税通達に則り特段問題なく運用されている。現在のところ、明確な立法事実、例えば、役員等が「役員等賠償責任保険契約を締結していることが理由で株主に損害を与える意思決定を行った」との証言や、「役員等賠償責任契約を締結している集団の方が、締結していない集団に比べて、株主に損害を与える事案の発生割合が統計的に有意に高い」との調査結果などは示されていない。具体的な問題点が明らかにならないまま、抽象的な懸念を根拠に立法を行えば、規律すべき対象の範囲や手段などにおいて相当性を欠く過剰な規制となり、適切なリスクテイクによりわが国の「稼ぐ力」を向上させる本来の政策目標からかえって遠ざかる改正となる可能性がある。

もとより、リスク対処方法の根幹を為す保険契約は、企業経営における最高レベルの秘密事項であると位置づけている企業も多くあり、保険契約の内容が、情報開示規定によって不用意に外部に示されることは、経営上のノウハウを外部に流出させることに等しい。結果として、悪意を持った者による攻撃先の選別を容易にし、本来必要のない訴訟を提起されるリスクに見舞われるなど、本来あるべき役員等賠償責任保険契約の趣旨から逸脱するため、そもそも規律を設けることに強く反対する。

仮に規律を行う場合であっても、実際に会社が様々な種類の保険契約を締結している中で、中間試案の内容では役員等賠償責任保険契約の範囲が広くなりすぎ、本来の目的以上に規制の範囲が拡大する恐れが強い。目的に対して適切な範囲で定義ができるのか、慎重かつ丁寧な検討が必要である。

役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする」とあるが、取締役会非設置会社の多くは、中小企業が該当すると思われる。実務的な現実性を考慮すれば、株主総会の決議ではなく、取締役の過半数による決定とすることで足りると考える。

公開会社の事業報告における情報開示については、上記のリスクがあるため、強く反対する。

第2 社外取締役の活用等

1 業務執行の社外取締役への委託について

特に異論なし。

2 監査役設置会社の取締役による重要な業務執行の決定の委任について

B案（現行法の規律を見直さないものとする）を支持する。

本件は、委員会型の会社機関に移行することで対応できるものであり、敢えて従来型の監査役(会)設置会社を選択している会社にとってニーズがあるのか、疑問がある。監査役(会)設置会社であっても、任意に委員会等を設置することや監査役の役割に重点を置くことで、ガバナンスの強化に努めている会社も存在する。企業は個別の事情に応じ柔軟に対応できていることから、監査役(会)設置会社に監査等委員会設置会社の取締役会と同等の機能を持たせたいとのニーズはないものとする。

また、委員会型の機関設計と似た機関が並び、なぜ監査役(会)設置会社のままで委員会型と同様の機能を持たせているのか分かりにくくなることにより、株主にとっては投資判断がしにくくなることが懸念される。

加えて、平成26年の会社法改正により監査等委員会設置会社の制度が新たに創設されてから、さほど時間が経過しておらず、その効果が十分検証されないうちに、監査等委員会設置会社と同様の機能を与える改正は必要ないと考える。

3 社外取締役を置くことの義務付けについて

B案（現行法の規律を見直さないものとする）を強く支持する。

前回の会社法改正により、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものに対して、社外取締役を置いていない場合には、設置しないことが相当である理由を取締役が株主総会において説明することが義務付けられ、社外取締役の

設置が強く推奨されることとなった。その後、上場企業においては、平成 27 年にコーポレートガバナンス・コードも適用されたが、まだ間もなく、平成 28 年、29 年から社外取締役を導入したばかりの会社もある。現在、社外取締役の設置が急速な進展を見せており、また社外取締役の設置による経営への効果や課題について検証を行う段階であり、政府は、民間における努力を見守るべきである。

むしろ社外取締役の設置を義務付けることは、経営判断の迅速性を重視し、社外取締役の設置とは別の手段で同等以上のガバナンス手段を講じることなどによって、あえて社外取締役を選任しないことが有効と考える企業にとっては規制強化となり、弊害が生じ得る。

また、商工会議所の会員企業への個別ヒアリングでは、「コーポレートガバナンス・コードの導入以来、社外取締役業を商売としている一部専門家等からの売り込み・営業を日々受ける一方で、実際には企業経営と当社の事業内容を十分に理解した、資質と人格を兼ね備えた社外取締役に適する人材は不足しており、会社側も選任に苦慮している」との意見があった。このような状況において義務付けがなされれば、ガバナンス強化という本来の趣旨とはかけ離れ、「誰でも良いから、とにかく形式的に社外取締役を選任すればよい」という事態を招きかねず、かえって制度が形骸化する恐れがある。

さらに、会員企業からは、社外取締役に急な欠員が生じた場合の取締役会の決議の有効性を懸念する声が寄せられている。そのため、制度を見直す必要はないと考える。

第3部 その他

第1 社債の管理

1 社債管理補助者の設置について

特に異論なし。

2 社債権者集会について

特に異論なし。

第2 株式交付

1 定義等について

株式交付について制度を設けることを歓迎する。

せっかく制度を創設するのであれば、企業に活用されるよう、利用しやすい制度設計とすべきである。

株式交付の対象として、中間試案に示された会社法施行規則第3条第3項第1号の範囲に止まらず、同条同項第2号（100分の40以上の株式を取得し実質的に支配権を有する場合）、第3号も加えるべきである。これまで会社法における親子会社の判定は実質基準（会社法施行規則第3条第3項第1号から第3号まで）を用いてきており、子会社化するための株式交付の要件を別に設ける必要性はないものとする。

また、すでに子会社化している場合、親会社が子会社の株式を追加で取得する際には、創設される株式交付の制度を利用できない。この場合、会社法199条1項による株式の募集事項の決定手続きが必要となる他、裁判所に対する検査役の選任や、親会社の取締役等が財産価額填補責任を負うことになる。支配権をより強める企業ニーズもあることから、追加で子会社の株式を取得する場合も、株式交付の制度を利用できるようにすべきと考える。

さらに、実務上は、外国の買収先がLLC（有限責任会社）やLLP（有限責任事業組合）であるケースも多いことから、持分会社の取り扱いに工夫の余地がないかも含め、今後詳細に検討すべきである。

2 株式交付計画について

特に異論なし。

3 株式交付会社の株式の譲渡しの申込み等について

特に異論なし。

4 株式交付の効力の発生について

特に異論なし。

5 株式交付親会社の手続について

特に異論なし。

第3 その他

1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解について

本文については特に異論なし。

なお、中間試案には記載されていないが、株主による責任追及等の訴え（株主代表訴訟）の提起の制限について、中小企業では、株主である近親者や、元取締役といった経営陣のOBとの内紛の結果、責任追及の訴えを提起されることがある。この場合、経済的な価値の取得目的もさることながら、嫌がらせ目的の提訴もある。これは本来の目的から逸脱しており、訴訟により人的、経済的資源の損耗を強いられることから、本来の趣旨、目的にかなっていない提訴については制限を設けるべきである。

2 議決権行使書面の閲覧等について

閲覧等の拒絶事由として、A案（当該請求を行う株主が株主総会の招集の手続又は決議の方法（書面による議決権の行使に関する者に限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったとき）を支持する。議決権行使書面の閲覧謄写請求権について、目的外請求に対する一定の抑止力を果たす提案が中間試案に盛り込まれたことを評価している。

議決権行使書面の閲覧謄写請求は、株主の意思に基づかない議決権行使や、議決権行使書面による投票が採決に正確に反映されないといった瑕疵のある処理を防ぎ、株主総会の決議が適法かつ公正になされることを担保するための制度であり、その後予定された株主総会の決議の取消し等の訴えをもって請求するために定められた手続的権利であると解されることから、その制度趣旨と離れた目的をもって請求することは、権利の濫用であって認めるべきではないと考える。

また、株主の請求に対し、人的・時間的・空間的（スペースの問題）にコストの高い閲覧謄写により応じる方法だけではなく、会社が費用負担することで検査役を選任し調査する方法も代替案として用意し、会社が事情に応じて任意に選択できる方法も検討すべきである。

3 株式の併合等に関する事前開示事項について

特に異論なし。

4 新株予約権に関する登記について

規定を置くことに特に異論はないが、商工会議所としては手続きと登記費用の軽減の観点から、A案を支持する。

5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書について

代表者の住所を登記事項証明書に原則不記載にすることは特に反対はしない。ただし、利害関係人の範囲については、さらなる検討が必要と考える。

現在の取引の実情として、代表者の住所については、企業取引の開始前や期間中における与信審査・与信管理のために利用される。利害関係人の範囲を登記事項証明書の附属書類の閲覧と同様の範囲とした場合、取引開始前の調査の段階などでは利害関係人と認められず、取引先代表者の委任が必要と考えられるが、会員企業からは、「相手を信用していないと受け取られかねないため、実務上困難」との意見が寄せられている。従って、個人情報保護の保護や、円滑な経済取引を阻害しないよう配慮すべきである。

6 会社の支店の所在地における登記の廃止について

特に異論なし。

以上